

駐車違反の反則金 と放置違反金

駐 車違反をしたらクルマの使用者にも責任追及がされることになりました。平成18年6月1日から施行されている放置違反金制度のことです。駐車違反の場合はドライバーが自動車から離れていることが多く、違反人物を特定できないということで、反則金の納付率の悪さが目立つたようです。

従 来の駐車違反に対する反則金は、駐車違反を行った運転者に対して適用するものですが、放置違反金は、駐車違反を行った車両の運転者が特定できない場合に、車両の登録上の使用者に対してその反則金と同額で転嫁適用するものです。つまり、放置違反金の納付義務者は、放置駐

車違反車両が社用車であれば法人、レンタカーであればレンタカー会社となります。盗難車については、それが立証されれば、免除されます。

さ らに、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間、車両の使用が制限され、放置違反金を滞納していると、自動車検査証を受け取れなくなり、車検手続きを完了することができなくなります。

二 の放置違反金は反則金と同様、過料という行政制裁の金銭罰で、罰金や料金と異なり、刑罰ではありませんが、法人税法では「不法行為等に係る費用等」として一括りに損金不算入とされています。

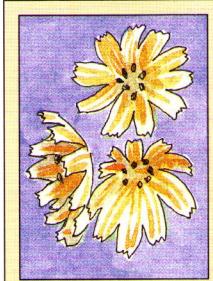
ま た、会社の業務上生じたもので、会社が負担したものであれば損金不算入ですが、放置違反金の原因者たる運転者が特定でき、それが従業員で運転がプライベートな行為によるものならば、当該負担額は運転者の臨時の給与となり源泉所得税の対象です。

な お、駐車違反に伴う微収金とされる、レッカー代や保管のための駐車場代は損金算入できます。そして、損金不算入の放置違反金は消費税の課税仕入になりませんが、損金算入の微収金は課税仕入になります。

因 みに、交通反則金共済という交通反則金の代位支払をしてくれる制度がありますが、法人が直接交通反則金等を支払った場合と同様に考えるのが相当ですから、交通反則金共済に対する入会金、年会費は法人の損金には算入されません。

会って直談するのが、
悪感情を一掃するのに
最上 の方法である。

(アメリカの大統領
リンカーン)



今月は所得税の確定申告

(15日まで) や個人の消費

税の確定申告(4月2日ま

で)など、多忙を極めます。

3月といえど、明治27年

3月、明治天皇の銀婚を記念して、日本初の記念切手が発行されました。二十五周年を洒落て二と五、朱色の二銭切手と紫色の五銭切手です。切手は切符と手形の同義語を一字ずつとつてきている言葉です。

6日啓蟄、
21日春分。

3月の税務メモ

(国 税)

- 2月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 18年分の所得税確定申告
- 18年分の贈与税申告
- 青色申告の承認申請(それに伴う専従者給与届等の提出)
- 18年分の個人事業者の消費税申告
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間(予定)申告

(地方税)

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 12日 | ○2月分個人住民税特別微収分の納付 |
| 15日 | ○18年分の個人住民税・事業税の申告(所得税確定申告者は申告不要) |
| " | |
| " | |
| 4月2日 | |
| " | |
| " | |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。